

宋代兩浙地域における市舶司行政

山 崎 覺 士

はじめに

- 一 兩浙市舶司から民間海商への文書發給
 - 二 兩浙市舶司と關係所司との文書往來
 - 三 兩浙市舶司と中央戸部との財政文書關係
- 結びにかえて

はじめに

九世紀以降、東アジア海域における海上交易の盛行は、東アジア海域での中國海商の登場をその主な要因とし、中國海商の活動範圍もやがて東は日本・朝鮮から、南はマレー半島（カラあるいはカラバール）にまでおよび、一四世紀にはインド半島西岸（クレーラム・マライ）にまで達した。⁽²⁾ また黃巢の亂によって一時的にアラブ海商の空白となった南シナ海に侵入することで、中國海商は東南アジアへの足掛かりを得、さまざまな南海物資を中國へもたらし、また日本や高麗へと轉賣していった。⁽³⁾ 同様に中國海商は日本・高麗の様々な商品を買求めに出帆し、また一時避難していたアラブ海商等の南蕃商人も以後多くの香藥を廣州や泉州、明州などに持ち込んだ。

こうした海上交易の盛行によって、中國國家は新たに沿海地域における地方行政（假に沿海行政と呼ぶ）の問題に直面す

ることとなった。いわゆる市舶使・市舶司及び沿海巡檢司・沿海制置使等の設置である。特に宋代における沿海行政について簡単に整理しておく、以下のように区分できる。(A)「市舶」関係、①貿易、②外交。(B)「海防」関係、①警固、②對賊防衛。(C)沿岸行政、①漂流對策、②漁民・海上民統治である。このうち、最後の漁民・海上民統治に関しては、九世紀以降の海上交易の盛行と直接的に關係して登場したものではなく、中國王朝の支配が沿岸部に及んだ時から實施されてきたものである。また(B)の海防に關しても、南朝時代の孫恩・盧循の亂や、唐代の吳令光の亂を想起するまでもなく、やはり歴史的に問題となってきた政治課題であった。ただ、特に元末以降における倭寇問題は頗る時事問題化しており、海上交易盛行の結果と見なされる。

そして(A)市舶に關する行政は、宋代においては主に兩浙・福建・廣南地域に設置された市舶司において貿易と外交を擔當した。貿易に關して概述しておく、まず中國商人の出國規定、とりわけ渡海證明書(「公憑」)の發給が擧げられる。そして中國商人の歸國及び外國商人の到來には、一定の審査のあと舶來物貨に對する課税(「抽解」)と官による先行買付け(「博買」)が行われた。また抽解・博買を経た物貨を商人が別處へ轉賣することがやがて許可され、その場合にも抽解・博買證明書及びリスト(「引目」)などが市舶司によって發給される。その後市舶司は課税や買付けた物貨を一部首都へ送納(「上供」)して、残りは在地で賣却(「出賣」)した。ここで中央(特に南宋では戶部)への會計報告が必要となってくる。また商人などが脱法などによって問題を起こした場合、市舶司は關係所司や他の市舶司と連絡を持ち、問題解決を圖つた。唐代における市舶行政との違いを述べておくと、先述のように、唐末の九世紀以降より漢人海商の渡海貿易が盛行した結果、とりわけ漢人海商に對する政策(渡航制限や公憑規定)が見られるようになる。またそこから發生する巨額の利益は國家財政を潤し、ひいてはその不可欠な要素となっていく。よって海上國家を模索した吳越國や、沿海の閩・南漢から宋朝國家にかけてはじめて市舶・海防行政、すなわち沿海行政が中國國家における重要な政治課題と化していくと言つて大過ないであらう。

宋代市舶司に關する研究は頗る多い。⁽⁸⁾その古典的研究として藤田豊八氏・石文濟氏の勞作が擧げられ、これによって市舶制度の基礎を知ることができ、また市舶官制について土肥祐子氏は藤田氏の研究をより精緻に進め、その市舶官制の變遷が中央における政情とリンクしていたことを明らかにした。中村治兵衛氏はさらにそれらの研究を受けて、石刻史料を博覽してより詳細に明州市舶官制について論じている。近日では榎本涉氏が日本史料を博搜し、日宋貿易・交流における明州（市舶司）の重要性を指摘している。筆者も南宋代の明州における市舶行政の手順を整理し、都市の空間構造と海外貿易管理の關係性を論じたことがある。⁽⁹⁾

また近年においては沿海行政に關する研究が盛況を呈しており、拙文は多くそうした研究に依るが、兩浙地域における市舶司行政の成立・變遷過程については、依然として課題を残しているので考察を進めてみたい。前稿では、南宋における市舶行政と都市構造との關係性を明らかにしたが、本稿ではそこに至るまでの市舶行政の成立過程を追ってみた。ここで兩浙地域を取り上げるのは、史料が比較的豊富に残ることも然ることながら、九世紀以降國際交易の舞臺として兩浙地域が登場し、兩浙地域出身の海商が海上交易に參畫し、吳越國時代から宋代以降、同地域で海上交易に關する行政が新たに始まったのであり、沿海行政を理解するには格好と考えるからである。

特に以下の文書發行に關する兩浙市舶司行政三種を扱いたい。一つは市舶司と民間との間における文書、つまり中國海商に發給する公憑に關する手續き、一つは市舶司や關係役所との文書等による情報傳達、今一つは兩浙市舶司と中央政府とのやり取りについてである。後に見るように、市舶司行政による歳入は宋代を下るごとに（特に孝宗朝以降）増加し、その會計報告等が極めて大きな政治課題となっているので、特に中央との關係については財政報告に絞って論じたい。これから三種の文書發行にまつわる兩浙市舶司行政を検討すれば、宋代における市舶司行政の新たな一面も浮かび上がってくると思われる。従來の研究では市舶司官制の解明に比重が置かれ、また市舶司研究は中央行政との關わりで論ぜられることが多かったが、宋代より始まった沿海行政の一環である市舶司行政はまず沿海地域という一地方で執行されていた。以下

本論で見ると、その文書往來より見た行政の有り様からすると、中央行政に占める市舶司行政の比重はそれほど大きくなく、沿海地域で現實に始まった新たな貿易に關する動向は市舶司を中心とする一地方官府で處理されたのであり、その意味では市舶司行政はやはり地方行政であった。しかしながら南宋後期になると市舶司における貿易からあがる利益の國家財政に占める割合が増加し、重要政治課題化するようになる。宋代に始まったばかりの兩浙市舶司行政における文書往來の検討を通して、宋代專制國家における沿海行政の特徴や政治上の重要化への變遷過程を明らかにすることが本稿の目的であり、またその歴史的位_づけの捉えなおしに迫ることができるだろう。なお本來であれば市舶行政のうち外交關係も扱わねばならないが、本文では割愛し別の機會に論じたい。

一 兩浙市舶司から民間海商への文書發給

(a) 編敕に見える公憑發給規定

市舶司が民間の海商に發給する文書には、海外渡航證明書である「公憑」(あるいは公據)と轉賣證明書である「引目」等があった。そのうち、漢商が外國へ出帆し、海外物貨を購入するためには、出國のための證明書である「公憑」を取得せねばならず、これを民間との關わりにおける文書發行の中心と見てよい。

以下に見る中國海商に對する海外渡航證明書である公憑に關しては、太宗の端拱二年(九八九)に中國海商は兩浙市舶司に陳牒してから「官券」の發給を受けねば出國できなかつたとされるもの⁽¹¹⁾の、その詳しい内容は傳わらない。その委細については、よく引用される蘇軾「乞禁商旅過外國狀」に引く各種編敕に詳らかである⁽¹²⁾。それによれば元豐から元祐年間にかけて法制上、公憑發給制度が備わつたようである。以下に検討を加えておきたい。

一、慶曆編敕。客旅の海路に於いて商販する者は、高麗・新羅及び登萊州界に往くを得ず。若し餘州に往かば、並^(a)び

に須らく發する地の州軍に於いて、先に官司を経て投狀し、載する所の行貨名件、某州軍に往きて出賣せんと欲するを開坐すべし。本土の物力有る居民三名を召して、委に違禁及び軍器を造るに堪うる物色を夾帶せず、禁ずる所の地分を過越するに至らずを結罪保明するを許す。官司は即ち爲に公憑を出給せよ。如し條約に違ひ及び海船に公憑無きこと有らば、諸色人の告捉するを許し、船物は並びに没官し、仍お物價錢を估し、一半を支して告人に與えて賞に充て、犯人は違制の罪に科せ。

一、嘉祐編敕。客旅の海道に於いて商販する者は、高麗・新羅に往き及び登萊州界に至るを得ず。若し餘州に往かば、並びに須らく發する地の州軍に於いて、先に官司を経て投狀し、載する所の行貨名件、某州軍に往きて出賣せんと欲するを開坐すべし。本土の物力有る居民三名を召して、委に違禁及び軍器を造るに堪うる物色を夾帶せず、禁ずる所の地分を過越するに至らずを結罪保明するを許す。官司は即ち爲に公憑を出給せよ。如し條約に違ひ及び海船に公憑無きこと有らば、諸色人の告捉するを許し、船物は並びに没官し、仍お物價錢を估納し、一半を支して告人に與えて賞に充て、犯人は違制を以て論ず。

一、熙寧編敕。諸そ客旅の海道に於いて商販するに、起發の州に於いて投狀し、載する所の行貨名件、某處に往きて出賣するを開坐せよ。本土の物力有る戸三人を召して、委に禁物を夾帶せず、亦た禁ずる所の地分を過越せずを結罪保明せよ。官司は即ち爲に公憑を出給せよ。仍お船貨を備録し、先に往く所の地頭に牒し、到る日に公憑を點檢批鑿し、詔るを候ち、却つて元と牒を發せし州に報せよ。即し乗船し、海道より界河に入り、及び北界・高麗・新羅並びに登萊界に往き商販する者は、各それ徒二年。……(中略)……

一、元祐編敕。諸そ商賈の海道より外蕃に往きて興販するを許すに、並びに人船物貨名數・所詣去處を具して、所在の州に申し、仍お本土の物力有る戸三人を召し、物貨の内に兵器、若くは違禁及び軍器を造るに堪うる物を夾帶せず、並びに禁ずる所の地分を過越せざるを委保し、州は爲に驗實し、牒もて發船するを願う州に送り、簿に置きて抄

上し、仍お公據を給い、方めて聽す。回る日を候ち、合に發船すべき州に於いて住船するを許し、公據は市舶司に納めよ。即し公據を請わずして擅行し、或いは乗船して海道より界河に入り、及び新羅登萊州界に往く者は、徒二年、五百里編管とす。

この史料は元祐四年（一〇八九）に泉州海商が高麗と交易したことによって起こった事件等に對して、知杭州であった蘇軾が歴代の編敕を列記して、ここに問題があるのかを述べたものである。ここには、公憑發給に關しての沿革も記されているので、分析を進めてみよう。

慶曆編敕の傍線部(a)を見てみると、のちの出國手續き規定の基となつてゐることが分かる。つまり、出發する州や軍においてまず官司に投状し、搭載物貨と目的の州・軍を申告することになつてゐる。その後の嘉祐編敕・熙寧編敕・元祐編敕でも傍線部(a)は若干表現を變えているがほぼ同じである。

次の規定として傍線部(b)は海外渡航する海商の連帶保證人に關する規定で、どの編敕においても内容は變わつていない。出身地の物力戸三人を選び、違禁物や兵器となり得る材料を持ち出さないように連帶保證させていた。ただ元祐編敕では兵器を搭載することも禁じてゐる。その他、渡航禁止國への渡航をしないように連帶保證させてゐる。

傍線部(c)では慶曆編敕・嘉祐編敕までは、渡航申請の行なわれた州・軍ですぐさま公憑が發給されているが、熙寧以後ではその發給に際してより嚴重なチェックが行われるよう規定されている。熙寧編敕の傍線部(c)は、出發する州が公憑發給後、その船舶の物貨を記録してその内容をまず目的地に牒を出し、船舶がその目的地に到來すると「所往地頭」(目的地の州)が公憑をチェックし、終われば最初の牒を發した州へ報じることとされている。こうした手續きが煩瑣であつたためか、前引史料で中略した元豐三年（一〇八〇）の中書劄子節文と八年（一〇八五）の敕節文に、

一、元豐三年八月二十三日中書劄子節文。諸州廣州市舶司に非ずして、輒りに南蕃に發過する綱船舶、明州市舶司に非ずして、日本・高麗に發過する者は、違制を以て論じ、赦降去官を以て原減せず。其れ高麗を發する船は仍お別條に

依れ。

一、元豐八年九月十七日敕節文。諸所杭明廣州に非ずして輒りに發する海商船舶は、違制を以て論じ、去官赦降を以て原減せず。諸所商賈の海道より諸蕃に販するに、惟だ大遼國及び登萊州に至るを得ず。卽し諸蕃の船に附して入貢し或いは商販するを願う者は聽せ。

と南蕃への渡航を廣州市舶司に、日本・高麗への渡航には明州市舶司に限定する規定が出された後の元祐編敕では、在地の州が海商の申狀等をチェックし、「願發船舶」つまり市舶司に對して、統轄關係のない官廳同士の移行文書である牒を⁽¹³⁾送付し、市舶司が帳簿に付けてから公憑を發給するようになった。ここに公憑は市舶司より發給されることが明確となった。また歸帆時には出發した市舶司に戻つて公憑を納めることも規定された。

こうして見れば、編勅等に見える海外國渡航に關する市舶司の文書發給制度は、元豐年間の出發地を市舶司に限定する時より始まつており、また元豐三年には熙寧年間に定めた市舶條例が施行されていること⁽¹⁴⁾からすると、市舶司による海外渡航のための公憑發給制度は元豐年間を皮切りとして、元祐年間より國家的法規によつて定められたと見てよいだろう。ただ、このことはそれ以前に地方において公憑が發給されていなかったことを意味しない。山内氏の整理によると、日本に渡つた宋の海商のものとして、一〇二〇年に公憑案文（公憑の寫し）が大宰府から朝廷へ他の文書とともに提出されている。また一〇二七年（「大宋奉國軍市舶司公憑案」・一〇六八年・一〇七〇年・一〇八一年にも商人所持の公憑の提出が確認される。よつて、宋朝はこうした兩浙市舶司などによる公憑發給という地方行政の内容を受けて、國家法規へと編成したことが了解される。

(b) 崇寧四年李充公憑

再言するが、海商はまず搭乗の貨物・目的地を記した狀を所在の州へ申上し、また物力戸三人を保證人に立てて武器等

を搭載しないようにし、州はそれを検査したのち、發船州（市舶司の置かれる州）にその状を送り、そうして初めて市舶司から公據（公憑）が發給されている。そして、こうして兩浙市舶司から發給された公憑の唯一の實例が『朝野群載』卷二「異國」に見られることを早くに森克己氏が紹介し、その後多くの研究が言及するところでもあるが、中國史研究者が利用することはあまり見られない。¹⁶⁾ よって本稿末尾に全文を掲げておく。本論では、特に當該史料を校訂された森公章氏論文に依りつつ、その文書形式について見ておきたい。それに当たって適宜字句を改め、改行を加えた所がある。なお、この公憑は泉州海商李充が日本へ貿易に向かうために取得した崇寧四年（一一〇五）六月の明州市舶務發給のものである。まず標題には「提舉兩浙路市舶司」と掲げ、改行して、

泉州客人李充の狀に據るに、今自己の船壹隻を將て、水手を請集し、日本國に往き、博買廻賃し、明州に赴き、市舶務抽解を経んと欲す、乞らくは公驗を出給し前去せんことをと。

と始まる。ここから公憑が李充の狀に基づき提舉兩浙路市舶司によって發給されていることがわかるが、その李充の狀は自己の船で水手を雇い、日本に向かって貿易し、明州に戻り、市舶務の抽解を経るので、公驗を出給されたいと述べられており、前述の編敕における規定通りであることがわかる。その後文には、

一、人船貨物

自己船一隻

綱首李充 梢工林養 雜事莊權

部領兵弟

第一甲……（省略）

第二甲……（省略）

第三甲……（省略）

物貨

象眼肆拾疋 生絹拾疋 白綾貳拾疋 堯塊貳佰床 堯堞壹佰床
と續く。ここには、李充が牒狀で申上した人物名・物貨名が記される。

その後ろには「今檢坐 敕條下項」として渡海に當たつての禁止・處置事項を載せている。公憑に付された禁止・處置條項は總じて八項目あるが、「諸」で始まる條文が五條、「勘會」で始まる條文が三條である。そのうち「勘會」文である三條すべてが最初の「諸」文と第二の「諸」文とに挟まれている。敕令文の書き出しが普通「諸」であるので、よつて敕令五條が當該公憑に付された本來の敕條であり、第一敕條の商人の海外渡航規定に關して同じく海外渡航を規定する勘會文三條を加え、より緻密な規定としている。第二・三・四の敕條三文は歸國後の抽解・博買に關する規定、最後の敕條はさまざまな場合の雜則規定であるから、この公憑には大きく三種（出國の手續き規定及び勘會文三條、抽解博買規定、雜則規定）の敕條が書き込まれている。

またこうした崇寧四年の公憑に記された敕條・勘會文と先の編敕を比べると（末尾史料の傍線部を参照）、渡航禁止國への出國解禁や出發した市舶司での抽解・博買規定も緩められており、海商の交易活動を擴大的に許可していることが分かる。それは崇寧年間という中央・地方政府での政治的背景⁽¹⁷⁾に加えて、兩浙地域での海上交易の活發化によることが大きいと考える。

公憑はこのあと、敕條文を筆記した胥吏を列記している。つまり、

錢帛案手分 供〔在判〕 注〔在判〕

押案宣〔在判〕 厲〔在判〕

勾抽〔押〕 所供〔在判〕 孔目所檢〔在判〕

權都勾丁〔押力〕〔在判〕 都孔目所〔在判〕

とある。宋代において敕條は國家の最重要法規であり、字の稽誤・脱落があることは許されない。故におそらく、ここに記された胥吏名は敕條を筆記した者・校讐した者が列せられていると見られる。ただ、關係史料も少なく、本文の誤字も考えられるから、一つの解釋を試みておくと、まず錢帛案（おそらく市舶司關係財務を管掌する部署）⁽¹⁸⁾の手分一人が敕條を供述（供）して、もう一人が書き入れる（注）。手分は胥吏の中でも下級に位置するから、より上位の胥吏として押案（文案を擔當）二人の名（宣と厲）を記し、そしてそれらをより上位の胥吏である勾押（供述を擔當）・孔目（檢讀を擔當）が校讐したことを次に記し、最後にこの内で最上級胥吏である權都勾押官・都孔目官名を記したと思われる。そうすることで、字の稽誤・脱落のあった場合の責任の所在を明らかにしておいたのではなからうか。そしてこれらの胥吏は本公憑を發給した明州市舶務に屬したと思われる。なぜならば、海外へ赴く本公憑と國內移動に使用される公憑との相違点として、公憑内に敕條という法規が記入されている點にあり、市舶に關する敕條こそが海外渡航證明書である本公憑の最重要箇所であるから、公憑發行主體の市舶務が記入するのが至當と思われるからである。

このあとには、

右、公憑を出給し、綱首李充に付して收執せしめ、前須「頂カ」の敕牒を稟け指揮し、日本國に前去し、他を経て回り、本州市舶務に赴きて抽解す。隱匿透越するを得ず。如し違えば、即ちに當に法に依り根治すべし。施行せよ。

とし、李充に公憑を發給して、日本に赴いたのち、明州市舶務で抽解を受けることを明示する。そして「崇寧四年六月日給」と續けた後、

朝奉郎・通判明州軍州・管勾學事・兼市舶謝〔在判〕

宣德郎・權發遣明州軍州・管勾學事・提舉市舶彭〔在判〕

宣德郎・權發遣提舉市易等事・兼提舉市舶徐

承議郎・權提舉市舶郎

と、市舶務關係官吏四名（傍線部は姓）を列記して終わる。⁽²⁰⁾ 中村氏論文に従うと、本公憑を有効にさせる捺印が市舶を兼任する通判の謝と、提擧市舶である權發遣明州（知明州）の彭によってなされるので十分であり、専門の提擧市舶官の郎がいても、海外渡航に關する文書發給に當たつては通判と知州が明州市舶務において重要であつたという。こうしたことから、中村氏は兩浙地域では通常の地方官である知州・通判などが市舶務を兼務し、廣州や福建市舶司との官制上の違いを強調している。つまりは公憑の發行は市舶官の名を列していても、その有効性の發揮は知州・通判等の地方官の手に依つていた。

兩浙市舶司における公憑發給について少しまとめておけば、李充はおそらく泉州にて出帆の用意をし、搭載物貨・目的地等を記した狀を泉州へ提出し、連帶保證人三名（鄭裕・鄭敦仁・陳佑）を立てた。泉州はその狀と保證人を檢實して、その後明州市舶務へと移狀した。市舶務はそうした狀に基づき帳簿を作成してから李充の狀に續けて敕條八項目を記入した。その際、敕條の記入に當たつては手分一人が文章を讀み上げ、もう一人の手分がそれを書き入れ、押案二名がその直接的責任を負い、また勾押官がチェックのため讀み上げて、孔目官が檢讀した。そして末尾に記入・校閲したその胥吏を列記し、年月日に續いて、本公憑の發行主體である明州市舶務の擔當官吏の署名が付されて、稍く公憑が作成されたのである。しかし本公憑が效力を持ったのは、市舶務の専門官の捺印によつてではなく、市舶務を兼務する知州・通判の捺印によつていた。少なくとも兩浙市舶司の場合、公憑の發給は市舶司を名目的責任者に据え置きつつも、実際には地方官府の專管するところだったのである。またこの時期にはすでに泉州市舶司が設置されているが、先に見たように日本や高麗への渡航に當たつては明州市舶司から出發することが元豐三年には規定されているので、泉州の李充は明州市舶務で公憑發給を申請したのであろう。遼・交趾などへの渡航に際しては禁止事項を設けているが、三佛齊などの諸國に對しては渡航を概ね認め、かつ抽解・博買場所も他所を禁止せず融通性を見せており、先に見た編敕よりも海商の活動をより擴大的に許可している様が窺える。

二 兩浙市舶司と關係所司との文書往來

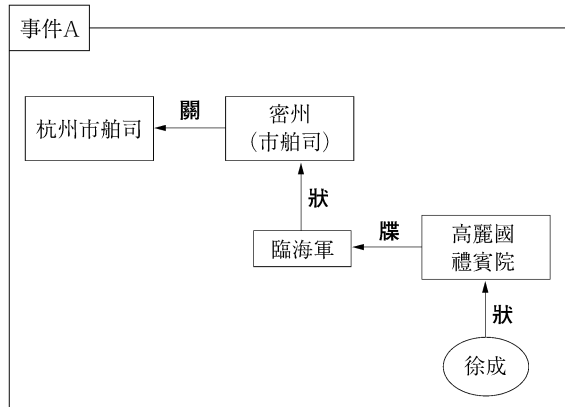
(a) 市舶司間の文書往來

以上のような擴大的な海商活動の容認とそれに伴う公憑發給は兩浙地域に新たな問題を引き起こすこととなった。杭州の蘇軾によれば、元祐五年（一〇九〇）七月に以下のような一つの出來事（A・B）が起こつて⁽²¹⁾いる。

元祐五年八月十五日龍圖閣學士・左朝奉郎・知杭州蘇軾狀奏す。……（A）今年七月十七日に至り、杭州市舶司は密州の關もて報ずるに准り、臨海軍狀もて申するに據り、高麗國禮賓院牒に准り、泉州綱首徐成狀に據るに、稱すらく『商客王應昇等有りて、高麗國に往く公憑を冒請し、却つて發船して大遼國に入り買賣す』と。尋いで王應昇等二十人、及び船中の行貨を捉到するに、並びに是れ大遼國の南挺銀・絲・錢物なり、并せて過海祈平安將入大遼國願子二道有り。本司看詳するに、顯らかに是れ閩浙商賈高麗に往くに因り、遂に契丹に通じ、歲久しく跡熟にして、必ず莫大の患と爲る。方に事由を具して聞奏し、禁止を乞わんと欲す。

まず（A）から見ると、杭州市舶司は密州から「關」を受けたが、それは州下の臨海軍による「狀」に基づいていた。そして臨海軍の「狀」によれば、高麗國禮賓院の「牒」を得たが、それは泉州綱首徐成の「狀」に基づいていた。その内容は商客の王應昇らが高麗行き⁽²²⁾の公憑を申請したにもかかわらず、遼國に入つて賣買したというものであった。よつて杭州市舶司が王應昇ら二〇人を逮捕し交易品を檢査すると、それらはすべて遼國の南挺銀・絲・錢物で、無事に渡海して遼國に入るための願文二通までも見つかったという。

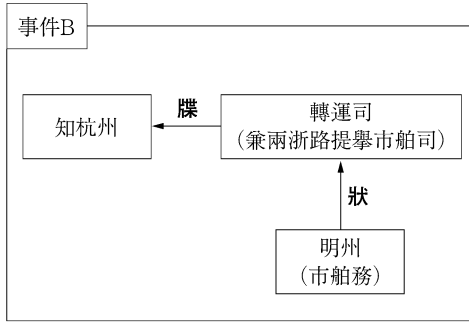
この臨海軍とは、元祐三年（一〇八八）三月に密州の膠州灣に臨む板橋鎮が膠西縣となり授けられた軍額で、同地に市舶司が設置されていたばかりであった。⁽²²⁾ その市舶司の置かれた臨海軍から密州へ「申狀」され、そして密州から杭州市舶



司へ「關」が通達されているのである。『慶元條法事類』卷十六、文書門文書式によると「狀」とは統轄する官司に上申する際に用いる文書であり、また「關」は長官を同じくして部署の異なる場合や、相關する事案の場合に用いられる文書である。よって市舶司の置かれた臨海軍から密州へ「狀」が出されたということは、密州市舶司が実際に設置されたのは臨海軍だが、事案を解決する上司が市舶業務を兼務する知密州や通判であったということであろう。そして密州から杭州市舶司へ「關」が出されたということは、密州から市舶関連事案について杭州市舶司へ報告されたと見られる。⁽²³⁾

そして臨海軍には、高麗國禮賓省（禮賓院）の「牒」が届けられていた。「牒」とはやはり『慶元條法事類』によると、内外官司で統轄關係にない場合の文書往來に使用される。他國の官司より出された文書とはいえ、宋朝の文書體例に従っていたと見られる。その「牒」には泉州の綱首徐成の「狀」文を記し、同船の王應昇等が高麗行き公憑を申請しながら遼國に赴き貿易を行ったという。そこで高麗國禮賓省が臨海軍に「牒」を發行し、それを受けて臨海軍は事件の解決を圖るべく「狀」を直接の上司である密州へ上申し、それを受けて密州は杭州市舶司に「關」形式で報告した。それはおそらく事案の泉州の綱首徐成に杭州市舶司が公憑を發給し、密州が公憑を調べた結果、遼國の物貨が発見されたのであろう。王應昇等を取り調べた結果、遼國の物貨が発見されたのであろう。

この事件（A）から、市舶司設置間もない臨海軍と密州の間で文書が傳達された後、密州と杭州市舶司が並行文書である「關」を通じて情報傳達を行ない、事件に對處していたことが諒解される。またこの時期は先に見た海上交易に關する



弛禁傾向の最中であつて、公憑發給にもかかわらず、禁を破つて交易する海商の姿も確認される。

次に(B)の事件について見てみよう。⁽²⁴⁾

(B) 近く又は今月初十日に於いて、轉運司牒に據るに、「明州申もて報ずるに准るに、高麗人使李資義等二百六十九人、相い次いで州に到り、仍お是れ客人李球は去年六月内に於いて、杭州市舶司公憑を請い、高麗國に往きて經紀し、此れに因り高麗國先に帶びせし實封文字一角を與り、及び松子四十餘布袋を寄搭して前來す」と。本司看詳するに、顯かに是れ客人李球は彼の國に往き、交播密熟するに因り、之れが爲に郷導し、以て厚利を希む。

杭州府に宛てられた轉運司「牒」によると、轉運司に明州から「申」が送られてきた。これによると、高麗より李資義ら二六九人が明州に至つたという。それは、前年の六月に商客李球が杭州市舶司で高麗行き公憑を申請し高麗へ赴いたことによるものであつた。

この場合、明州より兩浙路轉運司に「申」が出されている。この申の形式がどのようなであつたか不明だが、元祐五年(一〇九〇)當時は、兩浙路轉運司が提舉市舶司を兼務し、明州市舶務は知州軍事等が兼務した。⁽²⁵⁾この度の明州より轉運司への申は明州市舶務から杭州市舶司(兩浙路提舉市舶司)を兼務した兩浙路轉運司への通達であり、よつて先に見た「狀」形式を用いた申狀であつたと考えられる。前年の六月に海商李球は高麗行き公憑を杭州市舶司で申請し、一年間の貿易・滞在を経て明州市舶務へと歸帆した。しかしその際に高麗より二六九人が同時に来來したため、明州市舶務は兩浙轉運司(市舶司)へと申を送り、事件の打開を圖つたのであろう。

以上の二つの事件を通じて、こうした地方で起こつた公憑發給等の諸問題について、兩浙(杭州)市舶司は地方間でまず問題解決を圖ろうと文書を往來させている。しかも

こうした問題に對し知州であつた蘇軾も介入し事件の解決に當たるなど、貿易問題は市舶司兼轉運司や知州など地方官府によつて處理が進められている。そして國家に關わる高麗との國交にまで蘇軾が問題を思案した時、蘇軾は以上の地方官府での問題處理を下敷きとして皇帝へ奏狀をしたためたのであつた。また本件に携わつた蘇軾やその高弟秦觀も朝廷よりも地方官府における貿易外交權限委讓を主張しており、沿海行政がまず沿海地域の市舶司を初めとする地方行政主導によつて運營され、當時の地方行政の爲政者もその必要性を認めていた様を見ることが出来る。

蘇軾はこうした沿海行政に伴う文書の往來について、「見今の兩浙・淮南は、公私騷然とし、文符交錯し、官吏は應答に疲れり」と同じ「乞禁商旅過外國狀」で述べている。蘇軾にとつて高麗との國交回復が望ましくなかつたために同狀でその弊害を縷々述べているが、ここで如實に語られているように、宋代に新たに政治課題となつた沿海行政を遂行するために地方官府内あるいは間々様々な文書が交錯し、官吏たちがその應答に追われていた。

(b) 兩浙市舶司——沿海制置司間の文書往來

兩浙市舶司が同じ地域内の諸官司とどのような連絡を取つたのか。史料はこの問題に對してさほど明確に答えてはくれない。僅かに南宋末の兩浙市舶司と沿海制置司の間で見られた文書往來が垣間見られる。

『開慶四明續志』卷八には、南宋末に慶元府沿海制置使となつた吳潛（字毅夫）の沿海行政にまつわる上奏文三條（奏狀一通、申狀二通）を載せている。吳潛その人は嘉定一〇年（一二一七）に進士をトップで合格した秀才で、宰相にまで昇り、南宋末におけるモンゴル軍との戰爭に盡力した人物として有名である。その吳潛は知慶元府兼沿海制置使を嘉熙元年（一二三三）に勤め、再び寶祐四年（一二五六）に沿海制置使判慶元府として赴任した。上奏文はその時に掛かるもので、主に日本金（倭金）の抽解に關係し、市舶司とも連絡を持った。なお、吳潛の上奏文を集めた明代の裔孫吳開楨・吳開模編『許國公奏議』四卷があるが、本上奏文は收められていない。また文集には『履齋遺集』四卷が現在に傳わるが、これ

も明末に編纂されたもので、また吳潛の著でない詩文も含まれていて問題があり、⁽²⁷⁾ 本上奏文も含まれてはいない。本上奏文は南宋末の沿海行政上、非常に興味深い内容を含んでいるが、ここでは本稿の中心課題である兩浙市舶司を中心とする文書往來に關してのみ見ておきたい。まず吳潛自身が行った「奏狀」の文面を見ると以下のようである。⁽²⁸⁾

臣竊かに朝廷の行下を見るに、仍お倭商の市舶務に赴きて抽博するを放し、深く時措の宜きを得るも、但だ朝廷に一
事有り。歲ごとに十七界一萬餘緡の楮を捐するに過ぎず、而れども以て深く遠人の心を得べきなれば、敢えて以て上
聞せずんばあらず。照得するに倭商每歲の大項の博易は、惟だ是れ倭板硫黃にして、頗る國計の助けと爲る。此の外
は則ち倭金有り、商人携帶し、各それ數兩に能わずして、未だ深藏密匿し、人に售らんことを求むるを免れず。……
獨だ此れ乃ち倭商の自己の物にして、殊さら爲に念ずべし。舶司の例に緣り合に抽解すべきなるに、多く此の間に牙
人の唆誘するところと爲り、謂わく官司に厲禁有り、當に汝が爲に密かに貨賣を行わんと。遠人其の偽りを察せず、
多く以て之れを姦牙に付し、輒りに匿す所と爲る。且つ脅すに本朝法令の嚴を以てし、倭商竟に敢えて吐氣せず、常
に憾を懷きて去る。臣之れを舶務に叩うに、四年博買の利、收むる所止だ八千餘緡のみ、五年博買の利、收むる所止
だ一萬餘緡のみ。……臣已に關もて市舶司に報じ、今次倭船の到岸すれば、金子を抽博するを免じ、如し歲額闕くべ
からざれば、則ち當に最高年分の抽博する所の數を以て、本司代わりて償納を爲すべきを除き、伏して聖慈を望み、
即ち睿旨を賜い、舶務に行下し、倭商金子を將て抽博施行を免ぜられん。損する所毫釐無く、而して益する所何ぞ翹^た
だ丘山ならん。伏して勅旨を候つ。

吳潛によると、寶祐年間ごろ、日本の貿易品として倭板・硫黃・倭金があるが、このうち倭金は商人個人の物で、數兩ほど携帶しこっそり密賣しているという。本來なら市舶司が抽解・博買すべきだが、市舶務牙人が詐欺を働いて横取りしていた。吳潛は市舶務に寶祐四年の博買利益を尋ねると八、〇〇〇緡、五年（一二五七）では一〇、〇〇〇緡ほどだという。その額はさほど大きくはないので、倭商を哀れんだ吳潛は市舶司に「關」で通知し、もし倭船が來れば倭金の抽解博買を

免除し、市舶司の歳入が缺けるようならば、抽解博買の最高額を基準として、沿海制置司が代償することを傳えた。この措置について皇帝の裁可を求めたのが、本状であった。

また、吳潛が沿海制置使として尙書省に提出した「申状」（先述の「状」）について見ておくと、⁽²⁹⁾

本司照得するに毎歳の船務の倭金を抽博するの利、多くて二三萬緡舊楮に過ぎず、而れども羅織漏舶の金、極めて十數兩に過ぎず。……欲望すらくは朝廷特さら詳察を賜い、前申を施照し、倭人抽博の微息を罷め、倭人漏舶の厲禁を弛め、以て朝廷懷遠の恩を示さんことを。其れ關繫する所、實に不細と爲す。仍お速かに船務及び本司に行下を賜り照應せしめんことを乞い、如し朝廷未だ以て然りと爲さざれば、即ち其中に就きて利息を抽剝せし最高年分を擇び、本司の抱解施行するを容されんことを乞う。伏して指揮を候つ。

と、ほぼ同内容のことが述べられている。沿海制置使は市舶務における倭金抽解博買の利益について熟知しており、先の奏状にもあったように沿海制置使が市舶務に對して何らかの文書を通じて情報を得ていたことを窺わせる。

このように沿海制置使吳潛は倭金抽解博買問題の解決を圖るために、市舶務にその利益額を問ひ、また市舶司に對して「關」でもって抽解・博買を行わないように求めていた。

ここから、兩浙市舶司は沿海地域における貿易絡みの問題が起こった際に、同地域の沿海制置司へ財政報告などを行いながら問題解決に当たっていることが窺える。やはり兩浙市舶司が同地域の關係諸官司とも「關」などを通じて連絡を取り合いつつ沿海行政を執行し、その上で中央政府である尙書省へ申状していた様を見ることができよう。

三 兩浙市舶司と中央戸部との財政文書關係

海外物貨の抽解・博買などといった市舶行政によって得られた利益は、宋代を通じて擴大傾向にあり、太宗時には三〇萬緡から五〇萬緡に増羨⁽³⁰⁾し、皇祐中（一〇四九—一〇五四）には象犀・珠玉・香藥の歳入總額は五三萬餘り、治平中（一〇

【熙寧元豐年間香藥出賣錢數表】

熙寧九年		熙寧一〇年		元豐元年	
市易務	226,675.968	市易錢	177,379.848	市易務	192,375.524
		上界還到(錢)	17,945.950	上界・關到賣過 密州板橋鎮香錢	20,130.966
		關到賣過密州板 橋鎮香(錢)	37,914.838		
外州軍關到錢	55,062.695	外州軍關到錢	45,588.953	外州軍關到(錢)	33,161.701
雜買場關到錢	57,659.327	雜買場關到錢	34,853.615	雜買場關到錢	8,070.763
藥錢	-11,791.843				
小計	327,606.147		313,374.204		253,738.954
					出賣894,719.305貫

六四一(一〇六七)にはさらに六三萬あまりとなった⁽³¹⁾。また、熙寧九年(一〇七六)から元豐元年(一〇七八)までの三年間における香藥出賣錢數について畢仲衍『中書備對』⁽³²⁾によると、熙寧九年で三二七・六〇六・一四七貫、熙寧一〇年で三一三・三七四・二〇四貫、元豐元年で二五三・七三八・九五四貫、總計で八九四・七一九・三〇五貫弱に上っている。この時期は王安石の市易法施行により市易務が設置された時期に当たっており、當該期の香藥出賣による全國の利益が年平均三〇萬貫程度となるから、その他抽解等による收入を加算すればその利益はさらに上ったことが理解されよう。ただし、熙寧一〇年ごろの見錢歲入額は七・三〇〇萬貫前後と見なされ(新法收益を除くと五・〇〇〇萬貫程度)⁽³³⁾、國家歲入に占める割合からすると依然一・二パーセント程度の收入でしかなかったことも注目すべきである。

また元祐元年(一〇八六)では、杭州・明州・廣州の市舶司は錢・糧・銀・香・藥など五四萬一七三緡匹斤兩段條箇顆躰隻粒を收めたとされる⁽³⁴⁾。南宋の高宗期には抽解・博買による利益が二〇〇萬緡にまでなり、紹興二九年(一一五九)の國家歲入が約四、〇〇〇萬緡程度であることと比較すると、二〇分の一にまで達していたとされるが、當時の市舶行政は戰費捻出の爲の一次的戰時體制を取り、抽解物貨に對する高抽解率やより多くの物貨出賣などが行なわれており、⁽³⁷⁾それでもその實國家歲入比で五%程度でしかなかった。ただし孝宗時には泉州・廣州市舶司それぞれで三〇〇萬を數えたといふ⁽³⁸⁾。

これらの歲入には、國家財政に活用される分(上供)と市舶司財政に用いられる分がある。市舶司における財政運用について、泉州市舶司における抽解・博買の地方財政運

用を参考にすれば、『閩書』卷三九、版籍志によると、

其れ甚だ賤しく解運に堪えざる南海貨物の如き者は、官は之れを市り、其の價を以て市舶公錢庫に入る。……又た擔脚錢有り、番船一舫毎に錢一文七分を筭し、南海船は一舫毎に錢一文一分を筭し、引無しの船は舫毎に五分五厘を收め、以て公使庫に入る。凡そ南海の不堪の物價及び乳香價本二分は官錢庫に藏め、以て聖節・大禮・宗子廩給、諸色綱運錢、官吏請給、搬家、宴番、送迎、修造、凡そ經常の費に供す。擔脚錢は公使庫に藏め、以て吏人月食、諸廳夫脚客車の口糧、宴飲、供送、書司の紙割、上亭造食、犒兵卒、差使局兵、及び進奏承受錢、凡そ冗雜の費に供す。

とあって、南海物貨のうち上供に堪えない粗悪品の價格相當錢と乳香價格の二割分錢は公錢庫（あるいは官錢庫）に收められ、市舶司行政の經常費用に充てられている。聖節や大禮、千を敷えた南宋皇族への廩給は、市舶司財政中の中央經費分と見てよいが、そのほかには綱運に掛る諸經費・官吏に對する手當・蕃客（蕃商）との宴會・送迎・施設修築費など市舶司行政にかかわる經費に用いられている。また「擔脚錢」なる税を課し、外國船は一舫ごとに錢一文七分、南海船は錢一文一分、抽解濟みの物貨轉賣證明書（引）のない船は錢五分五厘を納め、公使庫に收藏された。これらの収入は官吏や人足等の給料、宴會、官舎での紙代など地方行政における雜費に充てられている。ここから市舶司行政による財政収入が地方行政において經費として運用されている様を窺え、しかもその經費目として市舶司行政を擔う州である以上市舶行政に關する費目が擧がるのは當然として、それに限らず、一般的地方行政における費目も含まれていた。市舶司財政は國家財源としてのみならず、地方行政の財政運用においても活用されていたことが諒解される。おそらく兩浙市舶司でも同様の財政運用が見られたと思われる。そして宋代地方行政における財政運用權は中央政府に收斂されていたと³⁹言われるが、商船に課され一般財源とされた擔脚錢は泉州市舶司独自の財源であつたようであり、ここに市舶司行政の獨自裁量、あるいは地域性も垣間見られよう。

抽解・博買された物貨の内、上供物貨は宋朝國家の國家歲入として計上されていた。それを含めた市舶司財政に關する

財政報告について見ておくと、『宋會要』職官四四一—四、紹興二年（一一三二）正月二十六日の詔では、

詔すらく戸部をして兩浙等三路提舉市舶司の年分を酌中せし起發上京物數、並びに抽解博買せし實用過錢數、及び賣過せし物色若干等、起發を權住してより後來、所有抽解買賣到せし息錢を取會せしめ、並びに此れに依りて開具し、尙書省に申せよ。内に兩浙は近便に係り、仍お限を賣して回報し、先次措置せよ。

と、戸部は兩浙等三路の提舉市舶司の年平均における上供物數、抽解博買で實際に用いた錢數と賣り裁いた物色が何であったか、また發送を一時中止した後の全ての抽解博買により得た息錢を監査して箇條書きにし、尙書省に申上することが命ぜられている。つまり戸部は市舶司における上供物數と、實際の抽解・博買に用いた錢數・博買で得た物貨の販賣目録、また利息錢などをチェックし、尙書省へ報告を行うこととなっている。なお兩浙市舶司は近いので期限を限つてさきに措置するよう詔が出ている。この戸部による市舶財政監査は、市舶司による上供額から、市舶司が實際に行つた抽解・博買の總數、さらに賣却した品目とその利益にまで亘り、市舶財政收入とその上供分（中央財政分）を把握することを念頭に置いたものであったことがわかる。また「酌中年分」として年平均額を提出させているのも、市舶司貿易が利益等の年額を設定せず（或いはできず）、經常的な定額を出せなかつたことの現れであろう。

そして同じく『宋會要』の史料によれば翌年には、戸部は先の朝旨を受けて、兩浙市舶司における以前の年平均した上供物とその數量、一時上供を中止してからの抽解・博買、及び市舶司自らが賣り捌いた物數、利息錢を監査し、箇條書きで上申した。また併せて支出の實際總額、保管場所などをはつきりと説明し、缺損や侵隱のチェックを行い、恒久の措置や利害を尙書省へ申上した。そして戸部が兩浙市舶司の財政報告を監査すると、市舶司費用の勝手な亂用があり名目も一致せず缺損があつたので、そこで戸部は浙西提刑司に監督させて、市舶司の建炎四年（一一三〇）以後の支出すべき錢物の項目數を調べ、支出すべきでない錢數は追及して官に戻し、それを博買本錢（博買の爲の元手）に添入させることを要求した。なお通判は今後、市舶務の舶來物貨の抽解・博買に遇えばみずから務に入つて監官とともに抽買し、紹興三年（一

一三三)を初めとして、年の終わりに各務を監査して箇條書きで申述し、博買した物貨の名色數目をはつきりさせ、本錢で利息を運営し、支拂うべき錢物は細帳狀(細目帳簿)に付け浙西提刑司に申上するよう戸部は奏請し、これに従うよう詔が下っている。⁽⁴⁰⁾ここでは、中央の戸部が兩浙市舶司の取り扱う上供物數や、抽解・博買等の額數を把握できておらず、また正當でない財政運用があったために、通判が帳簿に付けてそれを浙西提刑司に報告し、また浙西提刑司も次年度の上供すべき錢物の會計監査をするよう命ぜられている。

これらの記事から窺えることは、戸部が兩浙市舶司における上供數目・抽解博買數目・物貨賣却數目・息錢數などの市舶司財政の實態を的確に把握していないこと、また轉運司など他の地方官司からの財政侵擾を受けていたために、錢物應在額と見在額が符合していなかったことである。

南宋の戸部は市舶司からの四種の財政報告(上供額・抽解博買額・物貨賣却額・利益額)を受けて國家財政に轉用した。しかしながら市舶司の收入支出細目等は常賦ではなかったために皇帝でさえも預かり知らなかった。例えば、高宗は御史臺檢法の張闡に市舶の歲入が幾らかを問うたことがあり、それに對して、抽解と和買とで年毎におよそ二〇〇萬緡と張闡が答えている。そこで高宗は、三路の(市舶の)收入は常賦以外のものであり、戸部がいかに收支しているかが分からないとして、輔臣に命じて實數を聞奏させている。⁽⁴¹⁾

とはいえ、市舶行政による收入の國家財政への財源化は宋代を下ることに進み、熙寧二年(一〇六九)九月にはまだ「東南は利國の大なること、舶商も亦た其の一に居る」⁽⁴²⁾とされたのが、南宋の紹興七年(一一三七)閏一〇月には「市舶の利は最も厚く、若し措置すること宜しきに合えば、得る所は動もすれば萬を以て計る」⁽⁴³⁾、同一六年(一一四六)九月二五日には「市舶の利は、頗る國用を助く」⁽⁴⁴⁾とあり、また前述のようにその額面も漸次多くなっていた。その背後に中國海商活動の増加とそれに伴う市舶司の抽解・博買による利益増加を読み取っても大過なからう。しかしながら市舶による財政收入はそもそも決して安定的なものではない。「寶慶四明志」にも「慶元司の征、尤も海舶の至るや否やを視^{うかが}い、税額は

豫め定むべからず⁽⁴⁵⁾と喝破されている。にもかかわらず市舶收入に國家財政の比重を置けばおくほど、絶えず市舶收入の安定的確保を目指さねばならなくなる。南宋高宗期以降における外蕃商人の抽解・博買獎勵による補官制度や⁽⁴⁶⁾商人の他州轉賣の許可⁽⁴⁷⁾、またその際の二重抽解などが圖られる所以である。また、市舶收入は地方の市舶財政にとっては巨利に上るため、市舶財政の偷盜・侵擾などの弊害を生み出し、市舶官と商人などとの癒着もあって、中央戸部は國家歳入の増加を目指し市舶司に對してたびたび財政監査を行っていたのであった。

また淳熙元年（一一七四）七月二日に戸部侍郎蔡誥は、幹辦諸軍審計司趙汝誼に委任して臨安府・明州・秀州・温州市舶務に行き、抽解博買して上供すべき物貨、並びに積年に亘つて民間に出賣すべき市舶物貨の現存數を徹底的に總括させて行在に解送させ、所屬は送納して、適宜に出賣させることを求めている。⁽⁵⁰⁾これよりすると、兩浙市舶務に停滯する物貨を送納あるいは賣り下ろさせ、戸部の財源確保を目指したようである。なお、趙汝誼はすべて起發すれば恐らく博易本錢が不足するので、量を測つて遺留することを申上し、半額残すように命が下っている。

この記事に先立つこと十年、乾道二年（一一六六）六月に兩浙市舶司は廢止され、すべての職務は兩浙轉運司が兼務することとなった。その廢止の理由は兩浙地域における市舶務が五か所に置かれ、抽解・博買が多重・複雑となっていたからであるが、このことを受けて兩浙轉運司が市舶司財政に關係する收支報告を行うこととなった。『慶元條法事類』卷三六、庫務門倉庫式に收める慶元年間（一一九五—一二〇〇）當時の轉運司の行う年末收支報告書（「收支見在錢物狀」）には、市舶で得た寶貨についての收支も加えている。故にこの文書式はそれまで市舶司の設置されていた兩浙轉運司にも當てはまる。そして收支報告の記載事項に關し、年収入については抽解における年々増加額或いは缺損額、また博買における年々増加額或いは缺損額、年支出については購入實費額とその年々増加額或いは缺損額・上供額の年々増加額或いは缺損額を尙書戸部へ報告するものとなっている。轉運司は通常、所管州より租税の收支決算書である錢帛帳を受けて錢帛計帳を尙書に報告するが、別途に市舶關係財政收支も併せて報告せねばならなかったことになる。尙書戸部による度重なる市

船司財政報告の要求の後を受けたこの轉運司年末收支報告によって、市舶司關係收支が戸部によって知られるところとなつたと見られるものの、それでも實數把握が難しかったことは先の戸部侍郎蔡誥の言葉より窺える。

このように、市舶司行政による収入は、特に南宋政權の國家財政にとって重要度をより増し、その市舶財政報告も不可缺少なものとなつたが、やはり常賦ではなかつた。その國家財源への上供に當つては、年額を定めて年一回に送納するのではなく、一定數量に達した段階で順次發送という手順であつたが、ここからも市舶による収入が不定期で、収入を計算して國家歳入に計上できる安定的歳入ではなかつたことが分かる。その収入額も定額ではなかつたために、泉州市舶司で見たような市舶司における財政運用の獨自裁量を許し、中央の戸部はその實數を把握しえず、國家財源の確保のために兩浙市舶司などへたびたび監査を入れていた。そして兩浙地域においては、孝宗期以降に市舶司の廢止と轉運司による市舶司關係收支報告が行われるようになった。しかしながら、抽解・博買等によるこれら市舶收入の安定的國家財源化、及び各市舶司における地方財政運用の制限は宋代を通じて結局見られなかつた。それはむしろ在地での獨自裁量を許した融通的性格を持つていたと言えるだろう。以上によって、先に引いた御史臺檢法の張闡が高宗に對して「先ごろ、かたじけなくも船司を領することわずか二年、ひそかに嘗てその利害の灼然たるものを求めれば、法令がまだ備わっていません。福建・廣南はそれぞれ務を一州に置き、兩浙市舶務は五箇所に分建しています。三路の市舶は數千里離れ、全く一定の法がありませんでした。あるいはもとと一司の申請で他司が知らないこともあり、或いは一時の建明に出て、別の時に用いられないこともあります。監官は專任であつたり兼務であつたりし、人吏も多かつたり少なかつたりし、夷華の商人を待遇するのと同じであつたり違つたりし、賞刑の制を立てるのも重かつたり輕かつたりします。發船の所でないのに停泊するの禁があつたりなかつたり、産物でない所で購入しても許したり許さなかつたり。このような例は擧げても切りがありません」と述べるその背景に、宋代における市舶司行政、引いては沿海行政が本質的に可變的な現状對應による結果であつたことを見通すことができるだろう。

結びにかえて

前稿で明らかにした宋代における市舶司行政をその行政内容である出國・入國・網運等の規定⁽⁵³⁾ことに、それぞれの變遷を見てみると以下のようである。本論第一章で見たような漢商出國に際しての國家的規定(公憑の發給など)は、神宗の熙寧・元豐ごろに仔細が決められ、かつ崇寧年間にかけて出入禁止國の解除が進み、以後南宋時代となってもさほど大きな改革は進められなかった。その背後には兩浙地域における海商の海上交易活動の擴大・増加が豫想されるが、またその結果として公憑發給制度の國家的容認によつて中國海商の海上交易をさらに促進したのであろう。また漢蕃商人の入國規定に關しては、抽解・博買規定が熙寧年間ごろまでに大方そろいつつも、擴大した海商の海上交易の結果として抽解・博買を行ふ舶來物貨が時代を下ることにより一層豊富となり、その市舶司による上供物貨・出賣物貨の改定も徽宗期や高宗期に進められていった。また、公憑を發給した市舶司のみで抽解・博買を受けることが宋朝の基本的姿勢であったが、時事に應じて、特に兩浙市舶司下の各市船務(華亭・溫・江陰等)での抽解・博買を認めることもあった。漢蕃商人は入國し抽解・博買を経た後、残つた物貨を他州へ轉賣に出かけたが、これも元豐の市舶條例制定以降に許可される傾向にあった。こうして見れば海商たちの商業活動旺盛化に對して宋朝は擴大的に許可を加えていったことが分かるが、そうした商人の商業活動の擴大に應じて舶來物貨が兩浙地域を初め中國沿海部で流通するようになった。と同時に沿海部での交易等に關する問題が生じ、兩浙市舶司は「關」などを用いて市舶司相互に、また沿海制置使など關係諸官司と連繫し、その解決を圖つていた。沿海部における商業活動の活發化によつて流通する物貨を抽解・博買する市舶司は、結果としてその網運組織の再編成を重ね、首畿へと送納した。こうした傾向は南宋時代より顯著となり、かつ市舶司行政による歲入が國家財政に占める割合も増していったが、その實然したるものではなかった。ところが、市舶司行政に關係する歲入は常賦でなく、また市舶司行政そのものの性格上商人や蕃客の往來活動に依存するため收入が不定額で「入るを量る」ことに難しく、し

たがって市舶司での市舶収入における獨自裁量を許し、市舶司財政の不正や他司からの財政浸越を招くこととなり、そのため南宋期には、中央財政を擔當する戸部はたびたび財政申告を市舶司へ命じ、市舶司財政の國家財源化を目指していた。その結果として、兩浙市舶司は廢止され（市舶務は存続）、兩浙轉運司によつて市舶司關係收支報告が行われるようになった。宋朝を通じて兩浙市舶司行政は、たとえば元豐の市舶條例制定を境として固定的に運営されたのではなく、新たな地方行政に直面する中で、現場における商人到来の状況や商人の苦情などに左右されつつ諸問題に柔軟に對應しつつ形成されたものである。また兩浙市舶司を中心とする地方諸官司は頻繁に「關」・「狀」などの文書を相互に送付し情報の共有に努めてもいた。そして兩浙地域を始めとする一偏の沿海地域で行われた市舶司行政が宋代を通じて國家の政治運営、特に南宋における國家財政運用を大きく左右する存在となつていつた點に、宋代における沿海行政の政治的重要化の一端を見ることができ、兩浙地域の場合、それは結果的には兩浙市舶司の廢止となつた。しかしながら宋代を通じ、特に南宋孝宗期以降は市舶司行政を國家財政的側面より重要視し擴大的に海商活動を獎勵利用したため、南宋末元初の兩浙地域近邊における海商活動の許容と放任に結實し、著名な蒲壽庚に見られるような海商の軍事集團化へと導かれたのであり、明初にいたつて國家による海商活動に對する統制的沿海行政（沿海部民衆への海禁と市舶司貿易の併存、やがて市舶司貿易の廢止と朝貢貿易のシステム化⁵⁵）が開始されていくのである。

註

- (1) 石井正敏「一〇世紀の國際變動と日宋貿易」(『アジアから見た日本』二、角川書店、一九九二年)、拙稿「九世紀における東アジア海域と海商——徐公直と徐公祐——」(『人文研究』五八、二〇〇七年三月)。
- (2) 家島彦一「インド洋交易ルートの繁榮——唐とアッパ——
- ス朝を結ぶルートと港」(『海が創る文明——インド洋海域世界の歴史』朝日新聞社、一九九三年)。
- (3) 舶來物品のうち特に貿易陶磁に關しては、龜井明德「日本貿易陶磁史の研究」(同朋舎、一九八六年)、山本信夫「日本・東南アジア海域における九—一〇世紀の貿易とイ

- スラム陶器」(『國立歴史民俗博物館研究報告』九四、二〇〇二年三月)。
- (4) 宮川尙志「孫恩・盧循の亂について」(『東洋史研究』三〇・二・三、一九七一年二月)。
- (5) 松浦章「中國の海賊」(東方書店、一九九五年)。
- (6) 拙稿「貿易と都市——宋代市舶司と明州——」(『東方學』一一六、二〇〇八年七月)。
- (7) 和田久徳「唐代における市舶司の創置」(『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社、一九六一年)。
- (8) 藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶條例」(『東西交渉史の研究』——南海篇——荻原星文館、一九四三年)、桑原隲藏『蒲壽庚の事蹟』——唐宋時代に於けるアラブ人の支那通商の概況殊に宋末の提舉市舶西域人」(岩波書店、一九三五年)、森克己『日宋貿易の研究』(國書刊行會、一九七五年)、土肥(草野)裕子「北宋末の市舶制度——宰相・蔡京をめぐる——」(『史艸』二、一九六一年一〇月)、同「宋代提舉市舶の職官について」(『史艸』七、一九六六年一〇月)、中村治兵衛「宋代明州市舶司(務)の運用について」(『人文研紀要』(中央大學人文科學研究所)一一、一九九〇年)、榎本涉「明州市舶司と東シナ海交易圏」(『東アジア海域と日中交流』九、一四世紀)吉川弘文館、二〇〇七年)、同「宋代市舶司貿易にたずさわる人々」(『歴史學研究會編』シリーズ港町の世界史三「港町に生きる」青木書店、二〇〇六年)。また一九八〇年代までの市舶司研究史をまとめたものとして張祥義「宋代市舶司貿易研究の現状と課題」(『亞細亞大學教養學部紀要』二四、一九八一年)。中文研究も頗る多く前掲張氏論文を参照のほか、その主なもののみ挙げれば石文濟「宋代市舶司的設置與職權」(『史學彙刊』一、一九六八年)、陳高華・吳泰「宋元時期的海外貿易」(天津人民出版社、一九八一年)、黃純艷「宋代海外貿易」(社會科學文獻出版社、二〇〇三年)、鄭有國「中國市舶制度研究」(福建教育出版社、二〇〇四年)など。
- (9) 前掲注(6)の拙稿「貿易と都市——宋代市舶司と明州——」を参照。
- (10) 京都女子大學東洋史研究室編「東アジア海洋域圏の史的 연구」(京都女子大學、二〇〇三年)、夫馬進編「中國東アジア外交交流史の研究」(京都大學學術出版會、二〇〇七年)。
- (11) 『宋會要輯稿』(以下「宋會要」と略稱)職官四四一一、端拱二年五月條、「詔自今商旅出海外蕃國販易者、須於兩湖市舶司陳牒、請官給券以行、違者沒入其寶貨」。
- (12) 『蘇軾文集』卷三一、乞禁商旅過外國狀。
- (13) 『慶元條法事類』卷一六、文書門一に引く文書式。あるいは遠藤隆俊「宋代中國のパスポート——日本僧成尋の巡禮——」(『史學研究』二二七、二〇〇二年七月)。
- (14) 『續資治通鑑長編』卷三〇七、元豐三年八月條。
- (15) 山内晋次「中國海商と王朝國家」(『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (16) 本公憑を用いた研究が日本史研究者に多く見られること

- は、森公章「宋朝の海外渡航規定と日本僧成尋の入國」〔『海南史學』四四、二〇〇六年六月〕で言及されている。なお森論文では本公憑を精緻に校訂しており、本文に引用する公憑も多く依據することを斷わっておく。また、本公憑史料の校訂にあたって國文學研究資料館所藏三條西本『朝野群載』の寫眞版を利用した。利用にあたっては森公章氏よりコピーを頂いた。ここに格別の謝意を表したい。
- (17) 前掲土肥(草野)祐子「北宋末の市舶制度——宰相・蔡京をめぐって——」、榎本涉「北宋後期の日宋間交渉」〔『アジア遊學』六四、二〇〇四年八月〕。
- (18) 錢帛案について『宋史』職官志によれば中央財政を管轄する三司の度支六案の一つに擧げられ、軍中の春冬衣・百官の俸祿・左藏庫の錢帛や香藥庫・樵易務などを擔當する部署とされている。しかしながら、本公憑が發給された崇寧四年當時、元豐の官制改革に従って三司は戸部に吸収合併され、度支六案も整理され金部司に統括されることとなった。よって錢帛案は金銀錢帛の年額・折斛・封椿錢物の催促を擔當し、市舶關係は樵易案が擔當することになった〔『宋會要』食貨五六・二・五、金部〕。したがって、當時の中央政府の金部錢帛案は市舶關係を管轄しないため、本公憑に見える錢帛案は地方政府に置かれた財務關係を擔當する部署と思われる。
- (19) 胥吏の位階等については梅原郁「宋代胥吏制の概観」〔『宋代官僚制度研究』同朋舎、一九八五年〕を参照。中央官廳の例ではあるが、およそ胥吏の序列は上から孔目・勾押・押司・手分となっている。地方州府使院にも都孔目官・都勾押官がそれぞれ一名置かれ、以下胥吏が置かれた〔『宋會要』職官四七一、判知諸州府軍監〕。また市舶司に孔目官や手分〔『宋會要』職官四四一—三、紹興十二年十二月十八日〕、都吏・前行・後行・貼司・書表・客司〔『宋會要』職官四四一—二八、乾道二年六月二十七日〕などの胥吏が置かれていた。
- (20) 明州市舶務における市舶兼官の事例に関しては前掲中村論文を参照。
- (21) 『蘇軾文集』卷三一、乞禁商旅過外國狀。
- (22) 『續資治通鑑長編』卷四〇九、元祐三年三月。また呂英亭「宋麗關係與密州板橋鎮」〔『海交史研究』二〇〇三年第二期〕を参照。
- (23) 平田茂樹「宋代地方政治管見——劄子、帖、牒、申狀を手掛かりとして——」〔『東北大學東洋史論集』一一、二〇〇七年三月〕によると、「關」式文書は「長官を同じくする官司同士が關係ある事柄について文書をやりとりする際にこの形式を用いる」と述べるが、『慶元條法事類』卷一六、文書門には「官司の長官を同じくし職局を別にする者、若しくは事相い關する有れば、並びに此の式を用ゆ」とあって、長官を同じくする官司同士の場合か、關係ある事柄の場合かに分けて考えるのがよからう。ここに見える「關」式文書も、長官を同じくする官司同士の場合ではなく、相關する事柄であったために「關」式文書を用いたのであろう。また平田氏は本史料に觸れて「關報」という文

書の存在を指摘するが、「關もて報ず」と訓ずるものと考える。

- (24) 『蘇軾文集』卷三一、乞禁商旅過外國狀。
- (25) 前章崇寧公憑を参照、また前掲中村論文を参照。
- (26) 近藤一成「文人官僚蘇軾の對高麗政策」(『史滴』二三、二〇〇一年二月)、のち『宋代中國科擧社會の研究』汲古書院、二〇〇九年に所收)。
- (27) 『四庫全書總目』卷二六三、集部別集類、『履齋遺集』に依る。
- (28) 『開慶四明續志』卷八、奏狀。
- (29) 『開慶四明續志』卷八、申狀。
- (30) 『宋史』卷二六八、張遜傳、「再遷香藥庫使。嶺南平後、交趾歲入貢、通關市。並海商人遂浮舶販易外國物、閩婆・三佛齊・渤泥・占城諸國亦歲至朝貢。由是犀象・香藥・珍異充溢府庫。遜請於京置權易署、稍增其價、聽商入金帛市之、恣其販鬻。歲可獲錢五十萬緡、以濟經費。太宗允。一歲中果得三十萬緡。自是歲有增羨、至五十萬」。
- (31) 『宋史』卷一八六、食貨、互市舶法。及び『文獻通考』卷二十、市糶。
- (32) 『粵海關志』卷三、歷代事實所引。
- (33) 宮澤知之「北宋の財政と貨幣經濟」(同『宋代中國の國家と經濟』創文社、一九九八年)。
- (34) 『文獻通考』卷二〇、市糶。なお、諸論文において市舶の利益に關する箇所、その數字が錢數を示すのか(緡或いは貫)、香藥の總量數を示すのかについてあまり注意されていない(前掲石論文や土肥論文など)。唐後半期から宋代の財政において、諸稅品目の總物量數を加算的に表現する方法が見られ、當該史料でも錢數そのものを指すのではないことに注意したい。詳しくは前掲宮澤知之「北宋の財政と貨幣經濟」を参照。
- (35) 『文獻通考』卷二〇、市糶。
- (36) 前掲桑原隲藏「蒲壽庚の事蹟」。
- (37) 前掲注(6)の拙稿「貿易と都市——宋代市舶司と明州——」を参照。
- (38) 曹勛『松陰文集』卷二三、上皇帝書十四事、「竊見廣泉二州市舶司、南商充物、每州一歲、不下三五百萬計」。
- (39) 宮澤知之「中國專制國家財政の展開」(『岩波講座世界歷史』中華の分裂と再生)九、岩波書店、一九九九年)。
- (40) 『宋會要』職官四四一—一六、紹興三年六月四日條、「昨承朝旨、取會兩浙市舶司已前酌中年分起發上京物數若干等數、權往起發後來抽解轉買、及一面賣過物數、所用本柄收到息錢、並依此開具供中。仍分明聲說、曾如何支使見在之數、於何處椿管、候比照驅考、有無虧損侵隱、措置經久、可行利害、申尚書省。本部行下本司、取會開具、依應回報去後。今據兩浙提舉市舶司申本司、契勘臨安府・明・温州・秀州華亭及青龍近日場務、昨因兵火、實無以前文字供攢本司。今依應將本路收復以後、建炎四年・紹興元年・二二年内、取紹興元年酌中一年一路抽解・博買到貨物、比附起發變買收到本息錢數目、開具如後。一本路諸州府市舶務五處、紹興元年一全年共抽解一十萬九百五十二斤零一十四兩

- 尺錢二字八半段等。本部尋行驅考得、雖有所收息錢、其間多有一面支使、名色不一、例各不見具、致許支條法比、欲再行取會。又恐內有違法、擅支數目、遷延月日、不肯依公回報、若不別作擊劄。又緣市舶務所管朝廷錢物浩瀚、唯在提舉司檢察拘轄、似此深恐得以使用、因而陷失財計。今相度欲乞委瀋西提刑司、取索市舶司自建炎四年以後應支使錢物窠名數干照、并許支條法指揮、逐一子細驅磨、將不合支破錢數、依舊條追理、撥還入官、添助博買錢本、仍乞令諸通判、自今後遇市舶務抽解抽買客人物貨、須管依條躬親入務、同監官抽買、及自紹興三年爲始、歲終取會逐務開具、的實買到物貨名色數目、用過本錢、營運利息、應支使錢物夾細帳狀、保明申瀋西提刑司、從本司取索驅考。如稍有隱漏不實之數、並依無額上供法施行。若逐州通判不依法躬親入務、同監官抽買、亦乞令提刑司按劾施行。詔依。
- (41) 『文獻通考』卷二〇、市籩、「上因問御史臺檢法張闡、舶歲入幾何。闡奏、抽解與和買歲計之、約得二百萬緡。上云、卽此卽三路所入皆常賦之外、未知戶部如何收附、如何支使。令輔臣取實數以聞。」
- (42) 『續資治通鑑長編拾補』卷五、熙寧二年九月壬午條。
- (43) 『建炎以來繫年要錄』卷一一六、紹興七年閏十月辛酉。
- (44) 『中興小紀』卷三二、紹興十六年九月壬辰。
- (45) 『寶慶四明志』卷五、商稅、「歲有豐歉、物有盛衰、出其途者有衆寡、故征歛亦有盈縮。慶元司征、尤視海舶之至否、稅額不可豫定。」
- (46) 『宋會要』蕃夷七—四六の紹興六年（一一三六）八月二十三日條及び七—四八の紹興二十六年（一一五六）十二月二十八日條、また職官四四—一九の紹興六年十二月十三日條、及び四四—二五の紹興二十七年六月一日條。
- (47) 『宋會要』職官四四—一九、崇寧三年（一一〇四）五月二十八日條。
- (48) 『宋會要』職官四四—二六、隆興元年（一一一六）十二月十三日條、「臣寮言、船舶物貨、已經抽解、不許再行收稅。係是舊法。緣近來州郡、密令場務勒商人、將抽解餘物重稅、却致冒法透漏、所失倍多。宜行約束、庶官私無虧、興販益廣。戶部看詳、在法應抽解物不出州界、更行收稅者、以違制論、不以去官赦降原減。欲下廣州・福建・兩浙轉運司并市舶司、鈴束所屬州縣場務、遵守見行條法、指揮施行。從之。」
- (49) 前掲榷本論文「宋代市舶司貿易にたずさわる人々」。
- (50) 『宋會要』職官四四—一三〇、淳熙元年七月十二日條、「戶部侍郎蔡說言、乞委幹辦諸軍審計司趙汝誼往臨安府・明・秀・溫州市舶務、將抽解・博買合起上供并積年合變貨物貨、根括見數、解送行在、所屬送納、越時出賣。從之。」
- (51) 『宋會要』職官四四—一一、建炎元年（一一二七）十月二十三日條、「承議郎李則言、閩廣市舶舊法、置場抽解、分爲粗細二色、般運入京。其餘粗重難起發之物、本州打套出賣。……舊係細色網、只是眞珠・龍腦之類、每一網五千兩。其餘如犀牙・紫礦・乳香・檀香之類、盡係粗色網、每網一萬斤、凡起一網。差衙前一名管押、支脚乘贍家錢、約計一百餘貫。」

(52) 『宋會要』職官四四—二五、紹興二十九年(一一五九)

九月二日條、「比者叨領船舶司、僅及二載、竊嘗求其利害之灼然者、無若法令之未修、何當福建廣南各置務於一州、兩浙市舶務及分建於五所。三路市舶相去各數千里、初無一定之法、或本於一司之申請、而他司有不及知、或出於一時之建明、而異時有不可用、監官之或專或兼、人吏之或多或少、待夷夏之商、或同而或異、立賞刑之制、或重而或輕、以至住舶於非發船之所、有禁有不禁、買物於非產物之地、有許有不許、若此之類、不可殫舉」。

(53) 市舶司における出國・入國・綱運等の一連の規定について

では前掲注(6)の拙稿「貿易と都市——宋代市舶司と明州——」を参照。

(54) 向正樹「蒲壽庚軍事集團とモンゴル海上勢力の臺頭」

『東洋學報』八九—三、二〇〇七年二月。

(55) 檀上寛「明初の海禁と朝貢——明朝專制支配の理解に寄せて——」『明清時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年。

「李充公憑」(割注は「」にて表記し、脱字は()で、誤字は「」で表記した)

提舉兩浙路市舶司

據泉州客人李充狀、今將自己船壹隻、請集水手、欲往日本國、博買廻貨、經赴明州、市舶務抽解、乞出給公驗前去者。

一、人船貨物

自己船一隻

綱首李充 梢工林養 雜事莊權

部領兵弟

第一甲 ……(省略)

第二甲 ……(省略)

第三甲 ……(省略)

物貨

象眼肆拾疋 生絹拾疋 白綾貳拾疋 麝坑貳佰床 麝堞壹佰床

一、防船家事 鑼壹面 鼓壹面 旗伍口

一、石刻本州物力戶 鄭裕 鄭敦仁 陳佑 參人委保

一、本州令給杖・印

一、今檢坐 救條下項

諸商賈於海道興販、經州投狀、州爲檢實、牒送願發船州、置簿抄上、仍給公據、方聽行。廻日、公據納住船州市船司。卽不請公據而擅行、或乘船自海道入界河、及往登萊州界者、徒二年。不請公據而未行者減貳等。往大遼國者、徒參年、仍奏裁。並許人告捕、給船物半價充賞。〔內不請公據未行者、減擅行之半。其已行者、給賞外船物、仍沒官〕其餘在船人、雖非船物主、各杖捌拾已上、保人並減犯人參等。

勘會舊市舶法、商客前雖許至三佛齊等處、至於高麗·日本·大食諸蕃、皆有法禁不許。緣諸蕃國、遠隔大海、豈能窺伺中國。雖有法禁、亦不能斷絕、不免冒法私去。今欲除北界·交趾外、其餘諸蕃國、未嘗爲中國客者、並許前去。雖不許興販兵甲器仗、及將帶女口姦細、并逃亡軍人、如違、應一行所有之物、並沒官。仍檢所出引、內外(分)明聲說。

勘會諸蕃船州商客、願往諸國者、官爲檢校、所去之物、及一行人口之數、所詣諸國、給與引牒、付次捺印。其隨船防盜之具、兵器之數、並置曆抄上、候回日照點、不得少缺、如有損壞散失、亦須具有照檢一船人保明文狀、方得免罪。

勘會、商販人前去諸國、並不得妄稱作奉使名目、及妄作表章、妄有稱呼、並以商販爲名。如合行移文字、只依陳詠州縣體例、具狀陳述。如蕃商首領、隨船來諸國者、聽從便。

諸商賈販諸蕃回〔販海南州販及海南州販人、販到同〕、應抽買輒隱避者〔謂曲避詐匿、託故易名、前期傳送、私自貿易之類〕、綱首·雜事·部領·梢工〔令親戚管押同〕、各徒貳年、配本城。卽雇募人管押、而所雇募徒人情人避免、及所倩人、准比鄰州編管。若引領停藏、負載交易、并販客減壹等。餘人又減貳等。蕃國人不坐。卽在船人私自犯、准網法坐之。綱首·部領·梢工同保人不覺者、杖壹佰以上、船物〔不分綱首·餘人及蕃國人、壹人有犯、同住人雖不知情、及餘人知情並准此〕給賞外、並沒官〔不知情者以己物參文沒官〕。

諸海商舶貨、避抽買船物應沒官、而已貨易轉買者計直、於犯人者、名不近理不足、同保人備償、卽應以船物給賞、而同於令轉買者、轉買如法。

諸商賈由海道販諸蕃者、海南州縣同、於非元發船州(住)船者抽買訖、報元發州、檢實銷籍。

諸海商冒越、至所禁國者、徒三年、配仟里。卽冒至所禁州者、徒貳年、配伍佰里。若不請公驗物籍者、准行者徒壹年、隣州編管。卽買易物貨、而輒不注籍者、杖壹佰。同保人、減壹等。

錢帛案手分 供〔在判〕 注〔在判〕

押案宣〔在判〕 厲〔在判〕

勾抽〔押力〕所供〔在判〕 孔目所檢〔在判〕

權都勾丁〔在判〕 都孔目所〔在判〕
右出給公憑、付綱首李充收執、裏前須〔項力?〕、勅牒指揮、前去日本國、經他回、赴本州市舶務抽解。不得隱匿透越。如違、即當
依法根治施行。

崇寧四年六月 日給

朝奉郎・通判明州軍州・管勾學事・兼市舶謝〔在判〕

宣德郎・權發遣明州軍州・管勾學事・提舉市舶彭〔在判〕

宣德郎・權發遣提舉市易等事・兼提舉市舶徐

〔承議郎・兼提舉市舶郎

yellow to the secretariat” 錄黃誤下中書, which appears in the diary of Liu Zhi 劉摯. Prior to the incident, in regard to the proposal on the functionaries, and prior to the presentation his proposals and after the judgment, it is clear that both vice directors of the Secretariat and Chancellery 中書·門下兩省 had deliberately been eliminated from the decision making process. After the incident, the two simply provided what was no more than a formalistic consent (簽書 *qianshu*). In other cases also, the vice directors of the Three Departments 三省執政官 agreed to them without ever meeting, and Dafang’s simply issuing proposals became the standard practice in reality. Although Fan Zuyu never learned of the existence of the Office of Functionaries, he still feared Dafang’s autocratic rule. The basis for his trepidation was twofold: the strikingly negative character of the form of the agreement between Dafang and the officials and the unavoidable result of collusion with the sub-official functionaries, *xuli*. It was probably recognized that if the counselor-in-chief were able simply to employ the *xuli* as he pleased, a “despotism” beholding to no one (particular when the post of deputy counselor-in-chief was vacant) could easily be imposed. The Three-Department system of the Yuanyou era that granted great authority to the counselor-in-chief probably led Fuyu to recognition of this fact. In the ninth month of the same year, Fuyu advocated a return to the system of secretariat and chancellery that had preceded the Three Department system of Yuanfeng.

ON THE ADMINISTRATION OF MARITIME TRADE OFFICES IN THE LIANGZHE REGION DURING THE SONG DYNASTY

YAMAZAKI Satoshi

Due to the rise of maritime trade following the 9th century, the Song state was confronted with the task of newly administrating coastal regions. Maritime Trade Offices 市舶司 were charged with trade and diplomatic relations within the coastal regions during the Song. The chief aim of this study is to elucidate the role of the Maritime Trade Offices in the administration of trade by using the documents exchanged by those offices. In contrast to most earlier studies of the Maritime Trade Offices that chiefly focused on their place in the government, I believe it is possible to make clear a new aspect of the administration of the Mari-

time Trade Offices and by extension the coastal administration of the autocratic central government by dealing with the issuing and exchange of documents by the offices.

The Maritime Trade Offices issued permits 公憑 to Chinese maritime merchants. And as regards documentation, the merchants would submit documents listing cargo and destination of their ships to the provinces; and after examining the documents, the provinces would forward them to the Maritime Trade Offices, which would then issue permits. The procedures for issuing the documentation was set by imperial edict in the Yuanyou 元祐 era, but permits had been issued previously; the urgent need for the administration of a Maritime Trade Offices in regional areas had been recognized, and thus the administration of the Maritime Trade Offices began from a single region. In addition, when confronted with problems in maritime regions, the Maritime Trade Offices strove to obtain information through the exchange of documents such as guan 關, which were exchanged between various Maritime Trade Offices and local officials of equal rank in the same region. In the end, it was difficult to grasp the actual amount of profit gleaned from the irregular trade because it wasn't were no regular levy 常賦. Despite this fact, following the Shaoxing 紹興 era when national finances became dependent on the income from maritime trade, the Ministry of Revenue could not grasp the actual figure even though financial reporting to the ministry had become important, and thus it permitted financial administration to be conducted at the local level. As a result, the dependency on maritime trade as a source of revenue for national finances was linked to the elimination of the Maritime Trade Offices in the Liangzhe 兩浙 region.

As can be seen from the above, the administration of the Liangzhe region by the Maritime Trade Offices during the Song dynasty had been conducted on a regional basis through the Northern Song, but from the Southern Song onward the national government strengthened its control of government finances and the local offices in the Liangzhe region were ultimately abolished, which can be seen as part of the general process of concentrating control of maritime trade affairs in the central government.